

# 募集定員の算定方法

(R2.10.29 地域医療対策協議会決定)

## (1) 県における病院ごとの募集定員の算定（従来厚生局が用いていた算定方法）

- ① 過去3年間の研修医の受入実績の最大値（医師派遣実績加算を含む）(A)  
※医師派遣加算：医師派遣等が行われている常勤の医師数が20人以上の場合を1とし、5人増える毎に1を加え、80人以上の場合を13とする。
- ② ①の県内病院の合計(A')が、基礎数値（厚生局の用いていた基礎数値の算定にならった「基本となる数（人口又は医学部入学定員に応じた配分）」と「地理的条件等の加算」の合計）(B)を超える場合は次の計算式により調整する。（計算式： $A \times B / A'$ ）
- ③ 各病院が希望する募集定員(C)が②の値を上回る場合は②の値、下回る場合はCの値とする。
- ④ 小児科・産科研修プログラムの募集定員の特例加算として、③まで計算した値が20人以上の場合は4人分を加算する。
- ⑤ ①～④までの手順で算出した値が、0～1人の場合は、最低募集定員2人を確保するため、調整加算を行う。  
※医師不足地域でない地域（人口10万人対医師数が全国値を上回る二次医療圏）の病院で、直近2年間の実績が0人の場合は、募集定員は0人。

## (2) 県による調整枠の配分

(1) の計算結果から調整加算分を除いた人数と厚生労働省が定める県の上限枠との差（県調整枠）について、県で定める配分ルールに基づき各病院へ配分する。

### 令和2年度

#### 配分ルール

- ①各病院の修学生採用枠（上限）を最低数とする。
- ②前年度フルマッチした病院は希望どおりの数を配分する。
- ③直近3年の採用実績のうち、最も多い年度の実績を最低数とする。
- ④上記ルールで配分した結果、配分数に残が出た場合には、病院間の協議により配分を決定する。
- ⑤最終的に残が出た場合には、配分せず、各病院への配分数の合計を県全体の募集定員とする。



### 令和3年度以降

#### 配分ルール

- ・各病院の希望定員数とする。
- ※各病院の希望定員数が、国が定める県の上限枠を上回る場合は、令和2年度の配分ルールを採用する。

### 【理由】

- ・国が定める県の上限枠の算出方法が、来年度も大きく変わらない見通しのため。
- ・定員を余らせることで特にペナルティは無く、無理に定員を消化する必要は無いため。

(参考) 国の上限数と県設定の募集定員

	国から示された募集定員の上限数	県設定の募集定員	差
R 2 募集	276	251	25
R 元募集	229	228	1